

近江商人矢尾喜兵衛家『所々風聽來状留』

末永國紀
本村希代

上野山學

奥田以在

近江国内には、近江商人の主産地ともいるべき地域があった。八幡商人を生んだ現在の近江八幡市の周辺、高島商人の出身地である湖西高島町付近、日野商人は蒲生郡日野町の周囲から輩出し、湖東商人は神崎郡五個荘町を中心として愛知郡・犬上郡などからも出現している。この地域類型は、近江商人としての歴史への登場の順番である。八幡・高島商人が最も古く、江戸初期に姿を現している。

八幡商人にやや遅れて出てきた近江商人が、日野商人である。日野は、会津九二万石の領主となつた蒲生氏郷の故郷であり、楽市令が敷かれ、商工業が栄えた。氏郷の伊勢松阪や会津への転封後も、蒲生氏と日野町民との関係は行商を通して密接であったが、寛永一年の蒲生家の断絶によつて、日野は一時活況を失つた。しかしそのことが逆に奮起をうながし、日野大当番仲間を結成して、地場産業の日野椀・売薬・帷子・小

間物をもって全国へ行商することが盛んになった。劣勢を逆用した日野商人は、元禄前後の好況の波に乗って商勢を伸ばした。

本稿で取り上げる『所々風聽來状留』を遺した矢尾喜兵衛家は、蒲生郡中寺出身であり、日野商人に属する。日野商人の特徴の一つは、酒造業を営む者が多かったことである。大正から昭和初期にかけて編纂された『近江蒲生郡志』（大正一一年刊）・『近江神崎郡志稿』（昭和三年刊）・『近江愛知郡志』（昭和四年刊）の出店一覧表をもとに、この事実を確認しておこう。

酒造業を営む出店は、神崎郡の出店三七八のなかではわずかに七の一・九%であり、愛知郡の五二三の出店をみると一三の二・五%にすぎない。八幡商人の經營する酒造業は四〇の出店のうち五であり、一二・五%を占めている。ところが日野商人の二九六の出店では、酒造業は一三三であり、四五%に及んでいる。さらに、八幡商人と日野商人を合わせた一三八の酒造出店が、どの地域に分布しているかをみると、群馬二二、栃木二一、埼玉二一、茨城一五であり、北関東に五七

ち、各期の店卸帳より)

ここで紹介する『所々風聽來状留』は、半横の形式の帳面であり、見開きに「文久元治以来、諸々文通日記大概」とある。矢尾家が慌しい幕末の社会情勢を把握するために、諸方から書簡の形で集めた風聞の要約であることが知られる。記録された事項の期間は、元治元年から明治九年までである。当時の矢尾家は、前述した純資産の動向からもわかるように、順調に営業を伸ばしていた時代である。矢尾家が社会情勢に敏感になり、全国的な情報を集めようとしたのは、当時の秩父地方にも幕末の情勢が様々な影響をもたらしているからである。

矢尾家が出店を開いた武藏国秩父郡大宮郷の領主は、譜代の忍藩松平家であった。忍藩、ならびに大宮郷からは明治維新の主導勢力は出でていないし、中央の動きからなるかに遠い地域であり、立場にあつた。それでも、幕末の情勢変化の波はこの地方へも押し寄せてきたのである。天保一四年に受けた房総沿岸防備役の命とペリー来航を転機に、一層財政的苦境に立つようにな

なった忍藩は領内に対して、天保一四年、嘉永三年、安政四年に御用金を課し、文久二年には高一〇〇石につき金五両の御用金を徴収した。さらに翌文久三年になると忍藩主は松平容保とともに京都警衛の命を受けたので、忍藩秩父領へ千六〇〇両の御用金を課した。これを村々では他からの借用によって調達する始末であった。その上、元治元年一二月には天狗党の挙兵に対する出兵費用として忍藩領の鉢形領と秩父領に合計四〇〇〇両の御用金が命ぜられ、慶應年間の第一次・第二次の長州出兵や將軍家持の上洛等に際しても多大の出費となつたので、慶應三年に鉢形領・秩父領へ三〇〇〇両の御用金が求められたのである。(以上、『秩父市誌』四三〇一一页、昭和三七年刊)

度重なる御用金負担に加えて、秩父地方に経済的変動をもたらしたのは安政の開港であった。開港以後、秩父郡内の養蚕業は輸出生糸の生産に転換し、繭・生糸の価格は上昇に転じ、他方で秩父絹の生産は減少に向かった。文久二年には大宮郷に糸・繭買仲間が結成され、糸市が成立した。近郷の村にも次々に糸市が立

つようになつた。このことは、秩父地方の産業が、戸時代初頭以来行われてきた国内向けの絹織物である秩父絹生産から、輸出用の生糸・繭の生産に転換したことである。秩父地方に世界経済と直結した輸出産業が生じることになったのである。(『秩父市誌』四三三頁)

世界経済の動向から無縁でなくなりた秩父地方では、開港後の物価上昇による生活苦のため、慶応二年六月一三日に外秩父の名栗村を中心に武蔵国の養蚕・絹織物業を営む地域一帯を含む大規模な武州一揆が突発した。この一揆によつて大宮郷の商家や横浜生糸輸出商は襲撃の対象となり、矢尾家も襲われて金品の被害を蒙つた。(『秩父市誌』四四三一九頁)

凡例

以上は、秩父地方が受動的に巻き込まれた幕末から維新期にかけての社会情勢に関する事柄であり、『所々風聴來状留』が書き留めている内容にほぼ合致している。秩父地方有数の商家に成長し、目立った存在となつた矢尾家にとって、いざれも經營判断のための情報把握に不可欠の事柄であったことがわかる。

- 「所々風聴來状留」に記録された事柄の主な内容を要約して順に示すと、次の通りである。元治元年「禁門の変」・「天狗党の乱」・「佐久間象山斬奸状」・「長州征討」・「下仁田戦争」・慶応一年「生糸蚕種紙取締令」・「摂州兵庫廻船問屋高田屋九兵衛闕所」・「倉敷騒動」・「摂州一乱風聞控」、慶応三年一二月「王政復古後の京都市内外布告」、慶応四年「鳥羽伏見の戦い」・「上野戦争」・「横浜糸売込」、明治二年「普仏戦争と生糸相場」、明治五年「秩父の清酒・濁酒・醤油仲間」、明治六年「江州蒲生郡村々戸数」、明治七年「太政官布告」、明治九年「生糸相場」。
- ・原文に適宜読点、並列点を付した。
 - ・常用漢字を原則とし、異体字・俗字・略字などはそれぞれの正字に改めた。なお江・而・尔・者・与・茂・ろはそのまま残したが、地名や人名に関するものなどはそのままにしたものもある。
 - ・判読不能の文字は、字数の明らかなものは字数分を

□で示し、字数の不明なものは「　」で示した。

・欠字・平出は一字あきとした。

・誤字・脱字・宛字などについては、適宜（　）で傍注した。

・意味が通じにくいが原本のままとしたときは（ママ）、原本の文字に疑問があるときは（カ）をつけた。

・符丁は未解明であるが、そのまま記載した。

・二段に記載されているものは、原則として上段から下段へ移行する方法をとった。

両本願寺又者大仏等江出張有之、何事か相訣り兼候所、本四日朝ニ至リ長州浪士七百人斗枚方宿迄参り候由、朝方者淀川八幡之下也、全ハ長州家老福原越後若手右八番手迄旗四流鉋鐵切火繩ニて枚方江参リ、何れも着込、士分凡四百人斗外ハ同勢是実事也、右ニ付京都口々固メ、何れ茂切火繩着込、大筒小筒等ニテ竹田口・伏見口・西海道口江野陣、会津・小田原・郡山・彦根其外在京之諸家・一ツ橋様・加州侯（忠勝）御所詰切、長州方凡武百人斗昨廿七日朝嵯峨天龍寺江在宿、昨廿七日朝四つ時松山侯嵯峨道蚕之宮辺江出陣、凡四百人斗リ士分武百人、何れ茂本具足・切火繩・大旗差向、騎馬十騎今廿八日未対陣、会津之外伏見口出張、昨廿七日八つ時迄出立、右ニ付一兩日以前迄早馬ニテ諸方固場所迄早打之行戻リ夥鋪事ニ候、右ハ長州願之筋有之よし、兼て長州家ハ入洛不相成事ゆへ、洛外辺参リ、何か引合之儀狼藉合戦等ハ有之間鋪候得ども、殊之外困

近江商人矢尾喜兵衛家『所々風聴來状留』

〔表紙〕
「甲元治元歳

所々風聴來状留

子六月吉日　　」

文久元治以来

諸々文通日記大概

諸方風日記

頃ハ元治元年甲子六月廿三日夜着込、手鏡等ニテ追々

子七月八日写

リ入申候

同七月十九日

一長州様御屋敷江会津様御人數押寄セ、俄ニ大砲ヲう
ちかけ、右ニ付相當於市中及争戦^(マコ)、十九日寅之刻御

所境町通り御門より火ノ手上リ、夫る夷川通迄焼払、

東西烏丸^カ麌屋町迄焼払、京洛中及大騒ニ大津迄立

退申候、此段不敢御知らせ申上候

七月十九日未ノ剋火中相認メ、從京都早便廿五日

着

大津飛脚^カ江戸江文通写

然ハ京都昨十九日朝^カ大変出来致シ、長州様屋敷^カ自
分ら焼払、中川宮様始メ御所内追々焼払、乍恐天皇様
ニハ収山御立退ニ相成、洛中不残大戦乱軍ニ相成申候、
栗田様御領焼払、洛外迄焼失ニ相成申候、蹴上御固メ
ル大砲打放シ詰^カ、京都江通行不相成、伏見も同様、
昨朝^カ今以火慎リ不申、大坂も同様之よし、京都合手
なし相成候ハヽ、関東より罷下リ可申候、昨朝^(マコ)今々
以大砲之音打続^カ、死人者山々数不知、中々紙筆難尽
候得とも不敢御知らせ申上度如斯ニ御座候、昨十九

日^カ一円騒ケ敷相成、御所様并堂上方、東西六條殿、
上ハ一條、下ニハ七條迄、東ハ加茂川、西ハ堀川不残
焼払、ミツ井・大丸其外店々不残焼失致し候

七月廿一日出、七月廿五日写

頃ハ元治元甲子中夏ノ節、水戸浪士ト訳申て下野ノ国

太平山江大勢^(カ)楯筆、夫々手分ケヲ致シ、武州・常州・

上州・野州辺之物持或者横浜糸交易杯致シ候者ヲ目懸

ケ押借等々歩行致し、有時高椅^(カ)御領分江入込候所、右

高崎様^カ浪士ヘ及談判筋道相糾^(カ)候所、浪士水戸ヲ申立、

中々手強者ニテ夫々談じ之面、此度報國ヲ保ンジン為、

我等一手ヲ以横浜責伐之心組依諸國ノ糸交易致し候者

共、是迄多分之利潤貪居候事目前ニ候、仍而之穩國為

ノ恩金調達申付ルト之よし、右浪士高崎様^カ打留置、

江戸表ヘ御窺ニ相成、夫^カ水戸家江御尋ニ相成候所、

全水戸家之浪士ニ無^カ之よし、尤も水戸名目ニテ諸方押

借等々徘徊致シ候義相違無^カ、水戸様先陣として、二

番手高崎其外前橋・伊勢崎・笠間・閑宿・古河近国之

諸大名不残右太平山ニ楯筆居候浪士追討之御評定ニ相

近江商人矢尾喜兵衛家『所々風聴來状留』

成、高崎様も六月八日御出陣ニ相成候所、浪士筑葉山方へ引退、兵狼^(兵)金銀多分用意致シ、人數凡四千人斗之よし、右高崎様野州下妻宿江陣ヲ取、双方白眼之対陣ニ相成、水戸殿先陣之所、其場ニ当リ更ニ手出し無之故、二番手高崎勢及一戦、浪士敗北ニ相成候所、其夜浪士方高崎侯ノ先手陣所へ大砲ヲ打放シ、高崎勢大井ヲ驚キ、一先本陣へ引取ニ致ス所、本陣兼用意有之事故、家来之者とハ不知逃来シヲ浪士と周章、直様大砲ヲ打放シ、御家来既二百人余リ討殺、其外怪我人手負凡百六拾人斗、誠残念成哉、実ニ此度之一戦面目無之次第、依而七月下旬之頃、一先御帰陣ニ相成申候是ハ筑葉山一件ニ付高崎侯斗之事

大坂方來状之分

尚又長州分家外ニ清水勢凡四五万人程、廿日明方兵庫表江海岸へ着船之よし、此段不取敢御知らせ申上候

七月廿六日写

当十九日早天、長州御屋鋪辺ニテ狼烟上リ、夫^カ洛中

散乱致し候所、毛利勢一番手天龍寺口^カ押出し、越前様屋鋪へ取懸リ合戦相始リ候所、長州勢及敗軍ニ、夫^カ二番手伏見^カ柳ノ馬場通境町御門へ押出し、藤堂・彦根・松山・松代此四家之軍勢等相戦ひ、是又長勢敗軍之よし、川原町三條上ル長州屋敷内より火ヲ掛け立退キ候よし、鷹司殿者大砲ニテ焼失、此火勢追々広り、丸太町境町辺^カ火勢益々盛ニして、火口數ヶ所飛ちリ、火中ニ於^カて諸大名方御固メ之人数^カ戦、長州勢大ニ敗軍致シ、人數散乱、追々引取候所、会津勢益々盛ニして、嵯峨・天龍寺辺迄押寄せ、畏^(畏)分方口々角備^カ皆々大砲ニテ嵐山樹木迄燒立、長州勢八ツ半頃、天龍寺・天王山へ退申候、市中火勢騒ケ鋪、東ハ川原町迄燒仕候、下通りハ東伏見海道、西ハ七條迄、東本願寺焼失、西本願寺ハ不相分、二條ノ御城無事之よし、余ハ堀川辺迄一円ニ焼失仕候、漸々廿一日朝、諸方有増火鎮リ申上候、以上

尚大坂表御城辺市中とも諸大名追々繰出シ相成申候、皆々甲冑ヲ着シ、大砲拔身之鎧ニテ嚴重ニ御固メ、其上伏見表^カ下リ船不殘川崎ニテ御改メ有之、今朝も長

州家來天木地殘党手負之者拾四五人船にて乗下り候所、

大川崎・桜ノ宮にて讃岐・高松侯御固メ、右船へ火ヲ放し候所、船中兵士驚キ直様船中より火ヲはなし、双方にて取合有之、終ニ乗船之者共皆々水中江潜込、又ハ船中にて切腹致し候者有之、追々騒立近在之者諸道具持運ヒ大そふぞふニ御座候

七月廿八日京屋より諸方写ノ文面ヲ写トル也

伏見より來状之分

長州浪士京地御逗留之人數、昨十八日夕刻より俄ニ事変、同夕子ノ刻頃迄山崎辺へ御引取ニ相見へ候所、夫より伏見・藤ノ森辺へ御出被成候時分、大垣様御固メより鉄炮・大筒・石火矢打懸、夫より合戦ニ相成候所、長州方ハ鳥羽海道江引退ニ相成、合戦益々烈鋪相成候故、丑ノ刻市中老若之男女逃去用意致へく旨被仰渡候ニ付、家々町々何方も不知逃去申候、当地京橋長州様御屋鋪ヲ彦根様焼払ニ被成候よし、近辺家々大半焼仕候

是ハ伏見飛屋より写也

会津様より御届ケ書写

長州藩人并ニ同所脱藩人共歎願筋有之、伏見其外所々へ屯集罷在候者ども如何成暴發も難測候ニ付、御警衛筋嚴鋪申付置候所、翌十九日晚七ツ半時頃、蛤御門固場江賊徒烈しく及発炮ニ候ニ付、此方よりも大小炮為打懸、肥後守義直様參内之上相伺天機守護罷在候所、同所之接戦数刻ニ及候得とも退散不仕、又々賊徒中立壳御門より潜ニ唐御門前日野殿屋敷内より門ヲ開キ打懸ニ付、此方よりも嚴鋪打立候得とも、数刻之廻合にて玉薬打尽候ニ付、手詰メ之接戦惣鎧打込五六人打斃、賊徒辟易敗走ニ及、其虛ニ乘シ之見薩州勢入替リ、尚又烈しく打廻リニ付、賊徒忽大潰ニ及、然処御所内炮声頻ニ相轟、飛玉者散乱ニ付、堂上方周章御立退声触廻リ、形勢万一も騒擾之際 御幸等有之候て者一大事ニ付、主上御動搖不被遊候様玉届奉守護、御鎮靜方粉骨差配リ候内、堺御門内高司殿屋敷より賊徒頻ニ発炮ニ付、手勢共彦根・薩州之三家之人數死力ヲ奮ひ大炮打懸燒討候ニ付、賊徒敗走ニ及、然ル処同所より九條殿江延焼、夫より洛中一円火焔と相成、所々乱入之賊

近江商人矢尾喜兵衛家『所々風聴來状留』

徒皆々及敗走、残少々討取捕搦、先以洛中者鎮靜二及
候、扱又翌廿日晚、殘党追討として山崎表天王山江手
勢并彦根・桑名・郡山四家之人數差回、天龍辺者薩州・
寺院之松山・若州・小田原・膳所之人數近差之手配り相定、
翌廿一日晚、諸手一同発向之処、日之刻頃より合戦相始
メ、新徵組之者とも先手ニ進ミ本ノマ、出段之麓より取
敷候所、賊徒山上より発燒(マツ)及候ニ付、嚴鋪打合、數刻廻
合ニ及、賊徒不叶と覺悟ヲ致し候哉、絶頂陣當江火ヲ
放し候ニ付、尚又攻登賊營攻拔候得ども、賊徒凡式十
人余割腹、枕ヲ并打伏罷在、中ニハ燒死之者も相見、
右者何れも歩卒体ニ無之、將長とも覺鋪人体ニ候、右
之通賊徒壱人も不残拵攘ニ及、跡々取締仕置申付、翌
廿二日昼四ツ半時頃、双(ツ)人數凱陣仕候、但シ天王山接

戦筋者死傷之者壱人も無御座、御所内合戦之節手勢死
傷別紙之通ニ御座候

右之通以懸飛申越候間、不敢御届申上候

松平肥後守家来
手負 士分十弐人
討死 士分七人也

以下四人
足輕八人
小者三人
メ廿四人

同十八人即死
二人廿日、廿一日兩死ス

戸田采女正家来ヘ

室塔寺警衛被仰付候処、右者被成御免山崎御固被仰付
候間、被得其意早々人数差出し嚴重御警衛可仕候、松
平隱岐守江同様被仰候間可申合、尤も在京大目付御目
付江可被承合候

七月

大垣様より京都にて夫々江差出候御届ケ書写
采女正伏見街道室塔寺前にて御警衛之処、此頃形勢二
て日夜伏見表夫々江物見之者并附添之者差出シ置申候、

然処去ル十八日夜九ツ時、右見物之者より長州藩伏見
屋鋪ニテ勢揃致し、五六百人程騎馬も六七人有之、山
崎表ヘ行軍之体候所、俄ニ引通し、夫より伏見街道江向

候様子之趣物見之物追々罷帰リ申聞候ニ付、直様手配
リ致し候処、急ニ見張番所前江騎馬ニテ式人罷越、長
州藩罷通り候旨申聞候付、相通し不申旨申答候処、立
戻ルや否多人數押懸候間、大小炮ヲ以相防、向方とも
大小炮烈鋪打出し、七ツ時頃も及戰爭候所、終打崩シ
致散乱候、向方怪我人も多分有之候得とも連帰リ候様
子御座候、此方江捕物左之通リニ御座候

一首九級

内壱人者新見弾蔵申者ヲ打取、壱人者福原越後家臣

之札有之

一
酸漿紋付
式張
十匁玉

紫絢幕

同布張

箭手

甲

袖

三

鐵頭巾

壹

伏見街道二相固罷在候私人數、当月廿日伏見の山崎八

届申上候

雜具

早繩式筋

壹本誅賊報國と認有之

一指物
式本
高張

一
鐵

一梗
一
一
一
一
一
一
一
一
一

一張笠
五蓋
一挑^(マツ)燈
四抬^(タウ)張

一陣笠

卷八

内ゲーレ

鐵炮
九丁
着込

頬当 壱 まんぢう

10

幡江時宜見斗、追々罷出候様一橋中納言殿御砂太有之
趣ニテ、松平肥後守殿（マサル）御達ニ付、即夕繰出し先伏

見ヘ探索仕候処、別義無之様子ニ付追々相進メ、翌廿

一日朝狐川渡辺出張罷候処、松平大膳太夫家来退散致

し候間、人數引上候様御達有之候ニ付、同日伏見街道

同処引上候旨出張之家来共（マツル）申越、此段御届ケ申上候

七月廿五日 戸田采女正

京都（マツル）之砂太

長州藩士等頃日兵器ヲ携出張之由不穩候、元來於長州
二者殊ニ勤有之志情深厚之処、右様之次第甚齟齬致候
間、天龍寺其外へ罷出候事、冬ニ早々帰國セシメ、福
原越後義小人數ニ付伏見表滯在、出願之義者穩ニ其筋
可申出、重々之御砂太謹慎ニ相待候様可有説得旨御
砂馱之事

右永井主水正伏見ヘ持參之よし

過剋者芳意被仰（マタ）聞候趣委曲奉仰、其旨旅宿江引取役方

之者共江も熟談仕候処、執生（マタ）も山崎ニ罷有候者始メ得
と申諭候上ニ無御座候てハ何分申兼、衆義相加ヘ追々

近江商人矢尾喜兵衛家『所々風聽來状留』

申上候様仕度奉存候、此段不悪御聞済之程奉懇願候
七月四日 福原越後

右大目付江御請書之よし

一橋中納言

此頃輦轂之下彼是不穩ニ付、御衛惣督之辺ヲ以諸事御
任セ被遊候間、專励精奉安叡慮候様可有所置被仰出候

松代藩佐久間修理

此者元來納得学ヲ唱ヘ、交易開港之說ヲ主張し、操機
之方ヘ立入、國是誤推大罪難捨置候処、剩奸賊会津・
彦根二藩と同し中川ノ宮と事ヲ謀リ、恐多も九重御動
座彦根城江奉移候儀ヲ企、昨今頻ニ其機会窺候、大逆
賊無道不可容天地國賊ニ付、即今於三条木屋町加天誅
畢、但し斬首可掛梶首之処白昼不能其儀之者也

元治元年七月十一日

皇國忠義士

七月晦日和泉守殿御渡し書付写

七月廿三日

大目付御目付へ

松平阿波守

松平修理太夫

松平美濃守

松平右近將監

松平三河守

伊達遠江守

松平相模守

松平肥前守

細川越中守

板倉阿波守

有馬中務^(太輔)

小笠原大膳太夫

松平備前守

奥平大膳太夫

松平出羽守

阿部主計頭

松平隱岐守

脇坂淡路守

立花飛驒守

龜井隱岐守

松平安芸守

松平大膳太夫義兼禁入京之所、倍臣福原越後ヲ以銘々
歎願ニ託し、其実強訴、國司信濃・益田右工門介等追々
差出候処、以寛大仁恕雖拔之、更ニ無悔悟、意言ヲ左

七月

松平大膳太夫家來福原越後、多人數兵器ヲ携押し上京
御所ヘ乱入、其上炮発及乱妨候次第、不恐 天朝所業
不届キ至極ニ付、在京之面々居ル誅伐之程^(ノ)被 仰出候、
就而者殘党之者何れ江濱伏可被在候推斗、銘々領内等
篤ニ遂探索、怪敷体之者も有之候ハ、急度誅伐可被
致候、右之通万石以上面々江可被相達候

七月

京都町触之写

右ニ寄不容易意趣ヲ含、既ニ自分兵端ヲ開、対禁闕発
炮候条其罪不輕、加之父子黒印之軍令條^(ノ)授國司信濃由、
全軍法顯然ニ候、旁々防長ニ押寄、速ニ追討可有之事
捕取鎮慎ニ相成候間、立去者安穩帰往可致候、猶亦

右之通從御所^(ノ)被 仰出ニ付、御追討有之候間、速ニ
軍勢國許江相揃置、差図相待可被申候、尤も從彼妄動
致し候ハ、不差図待口々^(ノ)擊入誅滅可被致候

七月廿六日和泉守殿御渡し

大目付御目付へ

松平大膳太夫家來福原越後、多人數兵器ヲ携押し上京

御所ヘ乱入、其上炮発及乱妨候次第、不恐 天朝所業
不届キ至極ニ付、在京之面々居ル誅伐之程^(ノ)被 仰出候、
就而者殘党之者何れ江濱伏可被在候推斗、銘々領内等
篤ニ遂探索、怪敷体之者も有之候ハ、急度誅伐可被
致候、右之通万石以上面々江可被相達候

妾ニ燒払候杯浮説ヲ唱へ候輩も有之候哉候得とも、
右様之義決而無之候間、銘々職分業ヲ勉メ、立除キ

申間敷事

元来長州藩人名ヲ勤王ニ託シ、種々手段ヲ設ケ、人
心ヲ惑タル故、信用致し居候者も有有候得とも、禁
闕ニ発炮逆罪明白ニ付、追討被仰候、若も信用改リ
候ものも前非悔ひ、改心候もの者御宥免可相成候間
可申出候、且潜伏落人等見当り候者早速ニ申出候
ハ、御褒美可被下候、若隠し置他より顕れ候ハ、
朝敵同罪可為事

元治元年七月

右之通洛外へ早々ニ可触申候

右之書付京三条高札江場へも御張リ相成噂ニ御座候

一大坂長州屋敷者打潰し候よし御座候、米三万表余有
之候よし

一郡山様少々不出来之沙太ニて、山崎之御固場メ所小
田原義与同様替々相成候よし
一長州落武者大坂・兵庫迄之処、荒増し討取搦捕候間、

残ハ何れも有之候哉、半逆此度討手生捕共大凡牢人
位之事ニ候よし

一筑葉山立籠之内百人余リ水戸江罷越、上町之内旅籠
屋和泉町壱丁目いセ屋彥六と申者方止宿之処、同所
御人数俄ニ押寄、過半打取之よし、去廿五日之事ニ
有之趣風聞有之申候、其外も所々散在有之歟、筑葉
山の方者至而小人数ニ相成よし、又一組人數者何人
斗ニ候哉与土浦領之内へ通り掛リ候処、土屋様御人
數被出候て、是も七八分打取候所、金子貳万両余荷
物ニ致し持參之よし御取上相成申候

一長州様屋敷ニ金子五万両・米貳万表有之御取上ニ相
成申候、其外三谷三九郎為替方江七万両預有之よし
御届ケ有之趣ニ候、此外も此程ハ弥事多く有之也、
筆紙難尽申候

上方ち來状之文

去ル亥年天子八幡へ御幸之砌、將軍家病氣ニ付御供奉
無之、依而異國退治之御刀一橋へ御渡し候処、御遠慮
御辭退ニ付、長州侯へ御渡し、則異國退治之勅命被仰

付、尤も御^(サ)綸旨者未タ、扱其後追々公武御評定種々変化之中、最初長州へ深ク御心入之中川之宮其外暦々三四公の方、如何成御事ニ候哉、内々御心替り、就而者御普代之存念勢ひ強ク相成、異国退治愈々延引、諸色高直国土難渋ヲ見尔不忍、長州より度々天朝へ御催促申上候得共、既ニ公儀より御疑心差起り、且變心之中川ノ宮始メ外暦々中間ニて天奏ヲ隔テ、愈々長州之存意不達候故、必死ヲ極メ、直奏ヲ願出候得とも、守護之大名不差許、加賀侯之御引受ニて漸々奏聞ニ相成、則十八日迄ニ勅答可^(サ)之有筈之処、矢張異國退治勅許無之旨ニ御評義相定リ、則其段長州へ御答ヘ有之候てハ、最早此度者長州も只ハ引取申間鋪ヲ察し、却而此方より先発長州ヲ打取可申之内評定一決、此日即十八日朝、夫々密々内謀之支度手配リ、其段同夜初夜頃長州へ内通有之、夫る大井ニ憤発、嵯峨・山崎両所より起立、先ツ伏見自分屋舗ヲ焼払置、夫る所々固メ打破り、京中川其外変心衆之家舗ヲ目懸ケ一散ニ押寄、此道筋藤ノ森ニて大戦ひ、打死多分、京四家へ乱入、だゝし守護之大名内謀手配リ行届キ兼、未夕手薄之処、必死之

乱入、忽チ打破リ、大半相済候処へ先ニ敗走之注進ニ依而、諸家兼而内謀用意中、直ニ大勢打寄セ大戦ひ、元來長州存外小勢、漸^(カ)總勢三百五六拾人、四百不満、敗北四方へ逃散リ、官軍ハ追々相索ミ、但し最初より大坂へ長州勢數万着船之風聞ニ付、此度乱軍中も長州勢三千人より少し事ハ有之間鋪、必定平生京洛市中人氣長州ニ泥ミ居候事故、市中所々或者寺中等へ潜居候哉之疑心ニて、順風ニ任セ大筒ヲ以所々へ火ヲ放チ、長州勢ヲ追打之手段ニ候処、元來小勢之長州何処ともなく逃失セ、全ク市中焼損之よし、大寺者仏光寺・東本願寺焼失、凡洛中八部^(カ)之焼、細川・鍋島・備前・因州・土州此五侯者一切手出し無之、加州侯十八日乱軍中江州堅^(カ)多迄引取、但し内々天子御供奉共申唱ヘ候、禁中諸殿一切御無難、都而都鄙人江平均之風聞ニて、正真之処ハ中々相訛リ不申候、抑昨年来^(マ)如何成事ニ候哉、京洛市中人氣小共^(カ)ニ至迄長州侯難有思ひ、一向ニ心ヲ寄セ候様子ニて、折々京都商人田舎へ廻リ候、夜嘶しニも只々長州ヲ誉ル斗リ候、如何成事ニ候哉難斗候

今盤浪士十一月十五日夜上州下仁田泊り、其節高崎様御同所追欠参り候處、浪士方下仁多方泊リ伏勢、右ニ付下仁田最寄之者高崎様申上候故、俄ニ道筋行違ひ梅津峠申閑道村へ懸り、下仁多村上江小坂むらと申処十

六日朝焼払、御陣所ヲかまへ、浪士方者小坂村手前ヘ陣取、夫々互ニ進ミ合戦相始り、浪士謀略ヲ以高崎侯の旗數十本アテ竿置扣させ、愈々相応進ミ互ニ大筒小

筒放チ候處、高崎侯大キニ散乱、何方共不知ちりく
爾相成、夫々散乱之者浪士謀略、高崎侯ノ旗印翻候處、

一段葉蕉、此勢凡百人余

第三之備

龍之幡一派當節之尤文字鑄付有之候、大炮弐挺、持筒三拾挺、槍弓等銘々携、此手大將甲冑騎馬、腰之鉗ニ采配納、黃羅紗陣羽折着用、馬印金飄たん、猩々縛

一段葉蕉、此勢凡百人余

第三之備

魁之幡一派、同大炮弐挺、前同様之有様、馬印金三力イ笠ニ猩々縛一段ばれん、此勢凡百人余

高崎侯周障浪士之陣所潰來、爰ぞ打留与浪士至死ニて戦ひ高崎大敗、軍中ニハ生捕之者も三四人有、其者共段々詮義ニ及候之所、高崎侯肝邪ニて折ヲ見合、焼打手段ニ白状致し、中ニハ浪士方へ紛行者も有之、壱人ハ切腹致し壱人ハなふりころしニ相成よし、漸々壱時斗之内合戦引取ニ相成よし、此時高崎勢死人凡式百人斗、浪士八人斗、外ニ怪我人多分之よし

赤心幡一派、大筒弐挺、前同様之繰出し、此手大將者藤田小四郎、紺糸緘し鎧、金鍬六十四間の筋兜背おひ、黒天鷲緘三ツ星ニ一字ヲ縫紋之陣羽織着用、腰之鉗ニ采配ヲおさめ、威ヲ含乗込来ル、尤馬印ハ金両傘猩々縛短尺十八枚付たるを以押立、三ツ星ニ一字之吹なかし一流、幡押之頭金中玉付、殊ニ花ヤカシイナル出立

水府浪士通行

頃ハ元治元甲子十一月十四日午之刻町方當着、初先は

二御座候、此勢凡百五拾人余

軍正臼井織部等申入、下着ハ白綿子小袖弐ツ、上着黒羽二重御紋付、同黃麻割羽織、小倉馬乘袴着用、此仁馬繼立等万事差略被致候

第壹之備

羽之幡一派當節之尤文字鑄付有之候、大炮弐挺、持筒三拾挺、槍弓等銘々携、此手大將甲冑騎馬、腰之鉗ニ采配納、黃羅紗陣羽折着用、馬印金飄たん、猩々縛

一段葉蕉、此勢凡百人余

第一之備

魁之幡一派、同大炮弐挺、前同様之有様、馬印金三力イ笠ニ猩々縛一段ばれん、此勢凡百人余

第一之備

赤心幡一派、大筒弐挺、前同様之繰出し、此手大將者藤田小四郎、紺糸緘し鎧、金鍬六十四間の筋兜背おひ、黒天鷲緘三ツ星ニ一字ヲ縫紋之陣羽織着用、腰之鉗ニ采配ヲおさめ、威ヲ含乗込来ル、尤馬印ハ金両傘猩々縛短尺十八枚付たるを以押立、三ツ星ニ一字之吹なかし一流、幡押之頭金中玉付、殊ニ花ヤカシイナル出立

第四之備

報國幡一流、大筒式挺、前同様之繰出し、尤大將之有
様ハ金小実卯之花緘之鎧、上ハ海老色羅紗之陣羽織着
用、筋兜是ハ家来ニ持たを繁銅之弓を携、箭ハ森之如
し背肩(合)、采配ハ腰之鉤(合)ニおさめ、馬印猩々緋三本葉蕉、
猩々緋一段ばれん、此勢凡百式拾人余

第五之備

攘夷幡一流、大筒式挺、前同様之繰出し、大將武田伊
賀守伴武田小三郎、入道耕雲斉紺緘しの腹巻、猩々緋
之陣羽織着用、白熊毛之采配ハ腰之鉤(合)ニ括(合)、馬印緋
之豆太鼓、猩々緋之三段ばれん、此勢凡百人余

第六之備

尊攘之幡一流、大筒三挺、前同様之繰出し、大將伊賀
守出立ハ白綸子之小袖式ソ、上ハ黒御紋付、同紫羅紗
之陣羽織着用、腰ノ鉤(合)ニ金采配おさめ、紺緘子小袴、
尤下二ハ着込着用、金腹綸之鎧重、二重葺之泥金象眼
之あぶみ、誠ニ美を尽し候、乗馬之尻ヘニハ青ヒツ金
御紋付なめし皮のふくりんを掛候、具足櫃ヲ背負候故、
臼井様ニ相尋候処、右之品ハ武田家之重器、七曜星之

軍配ニ、星正之兜ニ、金武田菱之紋付たる緋緘之鎧、
是ハ先祖武田信玄公戰場往来之砌(合)諸用被致候天下之珍
器ト承リ候、見る人目を驚かさぬものハ独もなし、馬
印猩々緋三本、葉蕉へらは青竹羅紗、金武田菱猩々緋
一段ばれん、引続ニ田丸稻(合)之右衛門少々怪我致候もの
駕(合)二乘、刀之鞘熊之葺ナケ鞘、尤鑓ハ(ママ)かけふ之外へ見
江候、此人者源列公之御位牌を背肩候故、御本陣ト相
唱、前後嚴重ニ相固メ、田丸馬印金之大玉、但し三尺
丸位、猩々緋一段ばれん、三ツ鱗大旗一流押立、此勢
凡式百人余

第七之備

天幡一流、前同様之備繰出し、大將国分新太郎御紋付
小袖、黒天鷲緘、九曜星之縫紋之陣羽織着用采配、毛
之馬朱鞍置、藤なしろ具足櫃を背負せ馬之尻ニ付、九
曜紋付タル大吹流シ立、馬印金御幣猩々緋一段ばれん、
此勢凡百五十人余、醒護(ママ)而整、暫時休足中御使番馬ニ
乗、人足割込整候得ハ、鉤の打木ニ而身ツクロイ致、
式度打木ニ而順達ニ繰出しニ相成候、扱騎馬武士式百
人余、大炮十五挺、総勢合テ千人余、誠ニ見る人眼を

驚さぬもの独もなし、尤も当所出立ハ七ツ後ニ立ニ御

座候

辞世一

隔つれハ敵と味方ニ武士の死出の
山路ハとひとつわれつ

元治元甲子年十一月十六日私曉、上州甘樂郡下仁田町

内藤義八
箕閏助

二而 松平右京亮侯御家來浮浪之徒与合戦、御同家御

人數討死之銘々左ニ

一番手大將 堤金之丞

浅井新六

最上主鈴

大島順次郎

松下善八

十五才

本木登之助

深井助太良

小泉又一郎

吉田友七郎

近藤江平

二木助五郎

同千代之助

十三才

高月鎗三良

但此人ハ山名村住人真庭念流門人也

是迄目見以上

医師 下條元理

是ヨリ以下

渡辺源之助

国友辰之助

内山金之助

反町理喜藏

関根栄次郎

高橋栄七

帰陣之上死去
松田順市

同断 和田吉太郎

手負之もの拾七八人

歩人 高崎田町宿屋主

富屋定七

町触

但しセ話掛名主共

豊岡村壱人
赤阪村壱人

右之内歩人三人富定都合七人生捕、士分ハ切腹、入脇力歩四人ハ打首ニ致し候、誠ニ以(ママ)とえれの次第也

長州家領国制札防長両国大守

萩宰相事神國之掟ヲ守、一天之君を守護仕、犬羊爾等しき外夷を払、皇國を清めんと欲、是を拒ミ、我領ヘ軍馬を向候もの有之ニおるてハ、幕府之上使たりとも即時ニ打捨、一人も生而帰し申間敷候、依而制札如件

月日

奉行

吉川駿河守

浪士上州下仁田ゐ

閑道を上方筋へ立越候風聞書

毛利筑前守

宍戸美濃守

一上州甘樂郡下仁田と下小坂之間之松平右京様一戰十
一月十六日、同十七日同所發足、信州野沢越と申也、

近年海岸防御之御手厳、并御本丸西御丸其度ニ御普請、其うへ去ル亥年已來兩度御上洛之外御幸難算、御用途相続折柄、尚亦今般御進発ニ付而ハ莫大之御入用高ニ付、御融通之為江坂并御料所百姓町人之内身分相応之者且諸寺院等ニ至迄、御用金被付ヘラジ仰旨 御府内町人共之儀、御城下安住渡世相続格別之御恩ヲ蒙リ候儀ニ付、其身ハ家業之余沢ヲ以安樂ニ暮し居候逆、聊之御奉公筋ヲも不相勤メ、徒ニ打過候ハ無勿体儀ニ有之、是迄とハ訳違ひ、此度ハ實以不容易御入用筋ニ夫々分限ニ応し御用相勤メ可申旨、末々も能々地主者勿論地借とも有除有之候者者、申立次第名前取調相弁抽取調、成丈金高相進候様可然候

行越野沢町ニテ為路用金高七八百両程才覚、夫マサ仲

仙道罷出、同廿日夜和田宿止宿之処、浪士追々上方

筋へ趣候義、諸侯様へ注進ニテ、松平丹波様・すハ

因幡様和田峠樋橋村迄御出張之処、浪土方勢強、是

悲共マツコ通戦カミ之存念ニテ無余義御両家様御一戦之処、浪

士方三番手之大将と歟申事今弁慶と申、其外十七八

人打死仕候由、御両家様方者漸々四五人斗打死之由、

夫マサ木曽路罷上リ可申存念之処、尾州侯様マサ強御差

図ニ付、下四ツ谷と申處マサ飯田路道へ廻り候而も、

橋場・妻籠マサへ出、夫マサ中仙道筋美濃路へ相懸、中仙

道上京之心組ニ候処、大垣様・彦根様赤坂宿一番手

令御備、摺針峠迄二番手迄御堅被遊候、御威光二恐

れ、太田宿マサ閑道ヲ岐阜越、越前路通戦之処、加州

様マサ御堅、其跡マサ井伊様マサ追々御人数御繰出し、終

二挾打ニ可相成処、加州様之御計略ニテ不殘加州侯

様マサへ落人候由、当春ニ至右浪士頭取之もの、井伊様・

若州様御両侯ニテ三百七拾ハタツ余御打果候由、殘浪之も

の百拾余人、外浪士軍道具一切浪士共加州様マサ江戸

表御召有之下リ候由、右風聞書寫

近江商人矢尾喜兵衛家『所々風聽來状留』

御代官松村忠四郎様御役所より借用(エ)書

一生糸并蚕種紙御取締改方ニ付、取斗方伺書

一生糸并蚕種紙御取締改方御取定、口糸冥加永取立

方等之儀、御触ヲ被仰渡之趣ヲ以取斗方左ニ奉伺候

一私支配所武藏之國之内、入間・比企・高麗・大里・

幡羅・横見・新座郡村々并ニ最寄小給所・寺社領村々

之内之者、生糸生産之場所有之候得共、素より農間

片手業之儀ニ付、大数之產出無之、蚕時節二者所々

夫マサ仲買商參入込買取參候儀ニテ、右仲買共マサ猶一纏

二買集、荷造之上為登、亦者外國行等可取斗程之物

者無少候処、近年糸類相場格外相進、潤益不少候ニ

付、追々蚕業盛ニ取行、入間・比企・高麗・大里・

幡羅郡辺、糸類生産多可相成勢ニ有之候間、改所之

儀者入間郡所澤村并比企郡増尾村、金田貞之助知行

同郡大塚村、両村之内并利宣キ場所江壱ヶ所取建可

申、右村々之儀者最寄在之、右産業茂多々運送順路

ニ付、先試ミニ之為両所役人(マサ)供宅内等見立改所ニ申附

置、改之品有之節ニ手附手代差出、種紙改方茂兼而

為取扱候様可仕候哉

一右改方手続之儀、改所ニ於而惣而荷蓮者公義より御渡ニ相成候燒印相渡、外國行之分者格別ニ御渡之小焼印ヲ打添、糸荷括目え手厚之紙ニ而封ヲ致し為差出、改之御印を押、御料私領國所之印茂附御積、尤改濟之分右貫數書付ニ而相渡置、追而荷造相成、燒印相渡候而茂手數料式重不相成様取斗、御料より生産之品小括ニ而改濟之上、私領え持越荷造致し候分者、於役場御代官渡之改印相渡候節手數料者別領不取立、私領改濟之分御料ニ而荷造致し候節茂同様取扱、且小括リ改濟荷造之上、外國行与定候儀茂有之候ハ、改印相渡候場所ニ於て口系不足之分取立候積、兼而最寄役場等え茂懸合置、不都合無之様取斗、右生糸小括江厚紙ヲ以中結為致、右江改印致候様相心得可申哉、尤荷造ニ致為登、并ニ外國行取斗候分者前書之被仰渡候通り、荷庭え燒印仕候ニ付而者右大小燒印代供式通、并ニ糸之玉每改印茂御国内遣、外國行モ式通宛々御渡被下候様仕度奉存候

一諸家領分江御貸渡相成改燒印、最寄御代官ニ於而員數取調可申立旨被仰渡候処、右領分改所之儀者何方

え何ヶ所取立候哉難決、且郡之内ニモ同役支配所領分入会、右之取調方式重ニ相成候而者不都合ニ付、諸家より改ヶ所取極上候儀ニ而奉存候間、其節御取調ニ御座候様仕度奉存候

一右糸生產元方支配ニおるて御料者勿論最寄小給所・寺社領之分共可相改旨御触面之処、改所最寄之次第ニ寄、他支配亦者諸家御預所領分之内、右改所え差出し候方弁利之村々有之、改請度旨申立候ハ、改同様相心得、右之内元方御料之分御支配所同様取扱、万石以上領分之者小給所・寺社領之分同様相心得、取立候口糸之内五分通り追而引渡候様可仕候哉

一諸家領分之内江取建ニ相成候改所え最寄御料・私領・他領・小給所・寺社領之内、右改所江差出し方弁利之村々諸家ニおるて、改方之儀茂前ヶ条ニ順し取斗有之候様仕度奉存候

一改所ニおるて改請候生糸玉毎中結又者小札等江其支配領國郡村名書付致取引候様兼而申示置、譬者商人共在々ヲ廻リ買集參リ改請、右生產之元方ヲ仕訳致シ帳面え記し、改請候もの名印為致置、口糸之儀者

都而改請、買方之者る被仰渡之趣を以御國遣之分者
生糸壹貫目二付拾五匁、外國行之分者壹貫目三十匁
之当ヲ以其時々相庭代金二而取立候様仕、小給所・
寺社領之分其諸入費として取立方之内五分引去、五
分者地頭江右代金二而引渡、諸家領分之儀者都而御
料之振合ヲ以相渡、手數料茂所務致し、右取立高之
内拾分一冥加ト而最寄御代官江取立候様相心得可申
哉

一右糸改印之儀御国内遣る外國行二而口糸取立方差別
有之、改印一樣二而者自然紛鋪取斗モ出来、不取締
之基ニ付、御国内遣者墨肉外國行者朱肉二而改印致
し候様可仕ト奉存候

一生糸改方ニ付糸荷等都而引請為取纏候肝煎之茂の申
付方之儀者、私支配所并ニ最寄小給所・寺社領等之
内ル其筋切者之もの篤ト人物相撰、名前取調、追而
申上候様可仕旨奉存候

一糸種紙之儀下總國結城町・信州・上州・奥州辺ヨリ
年々商人持參之分買請、亦者時節ニ向最寄市町ニ而
買取候分も有之候趣ニ而、種仕付候もの先者無少候

得とも、中ニ者少々宛試仕立候ものも有之趣ニ付、
都而元紙之儀者今般御達御座候肝煎之者共元紙
種仕付候様申示候積、且外國行ニ取斗候分え相用ヒ
候改印代リ之分共式通、元紙改印式通リ共御渡し御
座候様仕度奉存候

一蚕種紙取扱方之儀者被仰渡之趣ヲ以肝煎之者共元紙
買集、最寄御代官え差出し、公義マツシヤの御渡相成候改印
ヲ請、製作人共江分配致し、製作人國所名前相記、
製作出来之上枚數ニ応し而數入用見込、元紙元代ニ
一割ヲ掛紙代取立、一割之内三分冥加ト而上納、七
分者肝煎之者共江直ニ相渡し、外國行之種仕付候所、
猶御代官江差出改印ヲ請、右之分別段領ハ手數モ有、
殊ニ生糸ニ不相成品ニ付元紙者壹枚ニ付永百文冥加
上納、右取立高之内五厘通り者肝煎之者とも為手當
下ケ渡候積、右種紙改請ト而持參之肝煎名印申付、
右名印目當ニ改印ト致し候様仕度奉存候

一右種紙製作出来之上肝煎之者共ル冥加永取立候上者、
是迄之通り製作人共ル仲買商人亦者蚕養立候者共勝
手次第為買取候間、可然儀ニ御座候哉

一前條蚕種紙肝煎之者共元紙買集、最寄御代官江差出

可仕奉存候

シ公義^(マニ)より御渡二相成候改印ヲ讀、製作人共江分配致し候儀当年者旬季度二付候見合^(マニ)、種仕付候分製作

人共國所名前為相記、此者共者仲買商人共々改所江持參、公義^(マニ)より御渡之改印ヲ請候上、製作人共元紙買入代金永壹貫二付永三拾文宛枚數ニ応シ手數入用取立者、尤外國行種紙之義者前文被仰出之通り相心得取斗候様可仕候、蚕時節ニ至リ候而者養立候村々江仲買商人共入込、繭二而買取、又者養立候者るモ繭之候最寄市場え揃出致し、其市場商人一纏ニ買集荷造之上為登、且外國行ニ取斗候場所モ有之哉承知仕、

右繭荷物持送り節者生糸改方トモ訛違、御触面ニも無御座候間、兼而取斗振御達し御座候様仕度奉存候間、生產生糸其外改相洛候分口々^(法)「仕訛書取調、年々六月十二月兩度御勘定所江差出し候様可仕候

一右生糸種紙改方ニ付、筆・墨・紙其外改所諸入用人足雇賃等者、其時々付立ヲ以口糸代取立候内々御入用ニ相立候様仕度、且手附・手代・出役入用肝煎之者手當方其外御入用立方之儀者、追而取調相窺候様可仕候

右之通り取斗方奉窺候、尤も新規之御仕法ニ付前以見込ハ付兼候間、先ツ御触被仰渡之趣ヲ以手始之儀故、改方凡之手続簡易ニ勘弁取調申上候義ニ付、改方取掛リ篤与相試候上、得失モ有之候ハ、其模様ニ応し、猶追々見込相伺候様可仕候、無程時節差掛け候儀ニ付急速御下知ニ御座候様仕度奉存候、依之奉窺候以上

慶應二丙寅年三月

松村忠四郎印

御勘定所

右書四月十五日ニ写置也

一当所五月朔日、市閑東郡代御取締若鼻役人様初而御出張有之候、但し上隣店松屋卯助方ニテ旅宿也、弥々前書之通蚕種・生糸之類上納御取定ニ相成申候

一頃者慶應二年五月七日、撰州兵庫表廻船問屋高田屋九兵衛与申者、旧來有德ニ暮し罷在候處、此度長州家ヨリ被頼、米穀・麦・大豆・水油等多分買入所持致候處、此節大身物持之者夫々御取調ニ付、御ふ害

近江商人矢尾喜兵衛家『所々風聽來状留』

相立候内、是迄内ニ而異国交易專ニ致候事露見ニ	一當百錢	一万二千八百鯉
及候ニ付、家内不殘御召捕ニ相成、嚴敷御吟味被仰付之処、委細及白状ニ、夫々御役人衆立入、其品物御取調ニ相成候、品左之通り	一三千石積船	八船
右高田屋九兵衛持高覺	一二千五百石積同	拾二船
一住居向間口	一千石積同	二十船
但し持高八万五千三百石也	一千五百石積同	十八船
一同奥行	五百石積同	二十五船
一土蔵	其外小船・手船・諸雜物有品数不知	
一唐物蔵		
一家内人数		
一有米高		
一麦・大豆		
一水油		
一古金		
一式分金		
一壹分銀		
一二朱金		
一壹朱銀		
拾八万七千兩		
拾六万三千兩		
三万五千六百兩		
九万六千八百兩		
五月日		
ケニ相成趣ニ候		
備中國板倉文通		
一当十日曉前、備中國倉鋪御代官御陣家え浪人体之者		

百五拾人程ニテ鉄炮打込、続而町家とも焼失致候付、
隣国廻之御大名衆御加勢之御人数御繰出し、殊之外
混雜、別人ヲ見届ケ差遣し候得共、何れ茂恐驚近

寄御儀難相成候様申來リ候

先書後全陣家之已燒失、町家無別条十日辰刻頃同所観
龍寺江引取、何れ鉄鉋銘々携、拔身之鎧其余大炮も有
之、翌十一日未刻頃ニ倉鋪カマツカ三里北西之方井山宝福寺
与申大寺江引籠リ、此辺者府田様御在所近キニ依リ、
隣国広瀬様・松山様其余府田左衛門様江御加勢ト而追々
御繰出し、只今之所ニテ者宝福寺ヲ遠巻ニ相成候御事

二御座候、此段申上候

大坂荒

一当十日未明過辰ノ刻より大西南烈風ニテ、御城内玉

造口西手角御矢倉迄角矢倉之間撻吹押御城内江落込

申候、其外小屋多分吹飛し申候、是亦天保山新築御
台場皆海ニ引込ミ仕舞申候、尤も夕刻相鎮リ候事、
右大坂表カマツカ申来ル

一大坂邊二天野ト申処ニ田畠有之候処、権現松近頃枯

力、リ居候所、此節サツハリ枯果仕舞、種々風説恐

入候、右者東照宮様御手植被遊候松之由、枯木ニ相

成候て者名木甚夕おしき御事ニ御座候

一京都近辺ニ公卿方御持之山田畠多分有之候処、近頃

薩州公・細川公・阿州公・土州公御方々御家來差為
登、直談ニ右地所備取、其家々之軍法ニ隨ひ陣家出
丸様見構多分出来、追々二人數繰込申候由、京都カマツカ
文通ニ御座候

江戸表御触

一芸者・團物・女髪結・水茶屋・女楊ヨウヤ・女役者之
紋付候品之錦絵杯嚴重御差止ニ相成候、続而諸品も
御趣意追々御触出しニも相成可申候事風節專ニ御座
候、下々万民心配之御事ニ御座候

丙寅五月廿七日写置也

乍併前書之事者曉与治定之書錄ヲ披見致、其上ニテ写
置候二者無之、虛書之様成文言字配仮書有之候ヲ写置
者也、全ク之事二者不被存候得とも、何分世上安穩不
成時節ニ御座候間、諸々風説之事而已何卒御泰平穩之

程世々万民奉祈上候

米穀案外高直、當時寄居・小川・上荒木壱駄ワ両イ糸チワノ位ルワ両天ム迄駄貢、小川ル壱駄イヅチノ寄居トヒ位川越・熊谷・松山辺も同相庭之由

攝州一乱風聞扣

一頃者慶應式年寅五月四日西の宮町大寺江三拾人斗相集、鐘銀人數相集凡七八百人二相成、近辺御頼其外共米問屋を始酒造屋共打倒申候、同五日夜兵庫湊町へ五六百人二相成、兵庫町江押出し候処、越前丸岡様當時固ニ付、御人數御繰出し二三人召捕、其タハ靜ニ相成安心之所、七日之夜尚又押出三手ニ相分り、一手者丸岡様へ戦懸リ、弐手者町中米屋・酒屋共押済リ、北風与申津内大家・米会所を始三十七軒相倒由、丸岡様江の取合最初柄鉄鉋ニ而打出し候得共、家の屋根へ上リ瓦等打付候ニ付、小筒玉込ニ而打払候所、三拾人斗リ手負出来候故、増々勢励し三十人斗陣中へ押入、鉄鉋組人數打倒候ニ付、大鉋へ玉込候所江押入人數残打殺し、大鉋を相倒海中へ打込候

趣也、丸岡様の手負人凡五拾斗^(ハ脱ガ)、百姓方も三拾人斗、鉄炮侍式人者刀負腰物有之、右之内式拾人も召捕候也、チカ頃評判尔者右召捕之人數取返しニ罷向候などと言風聞茂有之、油重ル追々被聞合兵庫者先是迄、夫ル同七日夜池田・伊丹邊江猶又相始り、大小家に不抱人數出さざらん家者不殘相潰し候との触を廻し候ニ付、米問屋・酒造や主人共わらじをはき人數懸リ之方有之候由、其余丹七殿与申大家有之、是ル米式拾石余りも飯尔焚出し見舞を出し、其外酒・醤油・味噌多分差出し、往来ニ而打こわし先無難ニ而、其外潰屋など追々見舞を出し候者助リ、其儀無之家者町中数不知相倒し候、夫ル同八日頃ル大坂天満川渡し北道追々鐘をならし町中江押込來リ、片初瀬ル米屋・酒屋共不言相倒候、夫ル又難波ル壱ト人數押出し候舟場邊上本町御城際迄相潰し候也、同十二日ル米相場丸倒^(カ)也、小堺穀屋一切米無相成、同十五日迄商ひ丸休之由御座候、攝州一円憲立申、はぎ原・住吉辺郡山御陣屋迄御固有候よし、同所茂多人數集リ郡山御陣屋江安米壳出シ之儀願出候処趣、御同家

カ沙汰未相始リ不申趣、尼ヶ崎御城下辺も同様の由

有馬中務太輔(マツ)

ニ御座候、右之通りニ候得共御役人様方一人も無之
御出張も無之、氣惱尔相為潰候之趣ニ御座候、當時

松平修理太夫
松平肥前守

大坂者在城ニ候ハ、一同安心致居候所、安外珍事ニ
而心痛不止事、第壹賣買人無之、如何共今日事之差
支候哉と存候、大坂カの沙汰趣同五月廿七日夜内々
の風聞写候也

同廿七日之風聞ニ而

一長州一件一時廿日迄日延之限リ御座候共、是又如何
候哉与存心痛之趣、尤薩州船北海カ多分米廻り来リ
候ヘ共、下の関カ長州領江不殘買取ニ相成候よし御
座候、長州一件茂急度落着等申儀茂相成申間敷候等
評判^カ之趣ニ候

兼而御預ケ被置候 三條実美公、初此度願之趣も有之
ニ付御預ケ御免、当地へ御引取相成候間、得責意右之
趣其方共カ相達し候様可被致候、尤も途中警衛人数差
添、穩便ニ相務候様可被致候

但し附属之者大坂着之節、同処御目附江相届ケ差図ヲ
可請旨附属之者ヘ可達、右之趣相達候間、可得責意候
事 従 御所被 仰出候趣在之候ニ付、長防討手暫時兵事
見合ニ相成候處、此度御国葬ニ附、一同解兵可致旨被
仰出候間、此段相達候事

正月

慶応三年丁寅正月廿二日

御老中板倉伊賀守殿御申渡

松平美濃守

細川越中守

今度御一新大麥革ニ付てハ為非常御手当之禁門御警固
之別藩被仰付、兵士戎服之被召入候得とも、素より干
戈ハ被為勤候御趣意ニハ毛頭無之候上、兼而御調索之

通、弥以平穏之次第二付、即今兆ニ解兵被仰付候間、安堵致し産業ヲ當ミニ申へく候、且町奉行所之事追々御調ニて新規御取立之一切も在之候得共、即今之処青山左京大夫・ゼ、本多主膳正・亀山ノ松平図書頭等ヘ市中取締之義被仰聞候間、訴訟以下毎事右三藩ヘ申可申

出候事、前文三藩ニも先仮ニ町奉行所へ万事取斗致し候事

伊豫大洲加藤能守・水口加藤遠江守・ソノベ小出伊勢守・高取ノ植村駿河守・ツワノ龜井隱岐守・まつうらノ松浦肥前守

右六藩市中鎮撫之ため見廻リ之義被仰付候間心得申達候事、右之通洛中洛外山城中へ相触申へく事

卯十二月十五日出ニて京都より参着仕候写

一公家衆三拾四軒御役御免之事
一毛利父子其外官位元通之事

一橋印御參内無之事、会印・桑印御役御免之事、二條御城ヘ立籠之事、薩州・土州・尾州・越州右者此節殿御登京ニ付御所御固メ之事、其外細川・藤堂・備

近江商人矢尾喜兵衛家『所々風聴來状留』

州・因州何れも藩中御所御固之事、尾州者御參内又者登城被成候て大坂へ御立退御進メ被成候よし、然處会印籠城之事、一昨日より長印先手追々入京之事、関事も増勢之事

京都・大坂・伏見大変出来

戦場廻々より來状之写

是者但し近与る之書

一近与る風聞來状、此度大変出来仕候儀、京都より未夕書面も參り不申候得共、追々定飛脚屋より承及候、当正月三日伏見ニおるて会津様先陣ニ而御上様御出陣人數凡三万人、向勢相手者薩・土・長・芸・雲州五頭人數凡三万人、伏見ニ而大戰有之、伏見・淀城・平方・山崎四ツ所焼払大變成大戰出来仕候、追々風聞承り及候、乍去戰之模様ハ如何御座候哉、且又勝敗之儀頓ト相分リ不申候、関東方定而大勝利ニ可有之候得共、一切勝敗之事何共相知れ不申候、何分恐入候儀ニ御座候、右ニ付定飛脚通路相止リ申候、乍去仕立便リ正六状斗ハ通路出し候、諸荷物一切通用

不仕候、右之風聞一昨日八日迄相分り、当春商内向

ハ一切氣配相立不申、実ニ此度之儀ハ不成容易御事

ニ御座候、江戸表市中御廻リ方嚴敷相成、五海道入

口御番所出来、先前之通り手形無之者壱人も通路相

成不申、此度者裏道も一切相成不申事ニ御座候

一当七日曉七ツ時頃湯嶋切通候山家屋辺出火、式町四

角斗も類焼仕候、出火夜北風裂敷下町辺大きニ騒立、

乍併無事ニ有之一同安堵仕候、猶追々上方筋戦場打

合模様來状次第早々御注進可申上候

江戸近与正月十日出、十三日着

池田丹後守同
久我殿同

三日夜迄今五日今以双方共打合最中ニ御座候、薩長二

て引受合戦之様子ニ御座候

右ニ付市中不穏、扱々困入申候、皆々立退支度斗致居

申候、急ニ片付候様子も相見へ不申候、荒増不取敢申

上候

京都正月五日出、同十五日入 ひら仁迄來状之写

一今十日逢坂^{スカマツ}樂城之よし

二相成、死人・怪我人沢山ニ御座候、四日・五日鳥羽・

淀炮火ニ而合戦最中ニ御座候

一三日夜京地室町出火有之、城の外大騒動^(スカモウ)ニ御座候、

敵方迄附火之由召捕ニ相成候事、四日昼時頃追々御

繰出し相成候事

一先手薩州公歩行立者也

錦日月旗

仁和寺宮馬上

久我殿同

久世殿同

四条殿同

近江商人矢尾喜兵衛家『所々風聴來状留』

鎗・小具足にて淀口・上鳥羽・下鳥羽へ向押寄、伏見口へ三四分、六七分ハ鳥羽村、薩州・長州様鳥羽・伏見へ御固ニ相成、後陣者東福寺、長州方ハ^(ラ)膳寺者薩州様、四ツ塚ニハ西大路様・北條様・彦根様なり、伏見桃山御殿ニハ土州様・薩州様なり、然處両方様御応対切ニ相成候様子、会津様る大鉋打掛候趣、鳥羽大村不残焼失、伏見・京橋る淀口舟乗場上ヶ下ヶス其辺不残焼失、鳥羽大合戦薩州大勝利、大坂方首數三十式首、其外大将分首式ツ、夫る追々付込候事、また大坂一方陣ニ相固メ、四日四ツ時薩長る打出し、此時(長薩州)○まけ、四番手迄不残引上ヶ候処へ四番共一手ニ相成大合戦ニ相成、四ツ塚ル八丁斗之廻高橋と申処川境ニ相戦、薩州段々引陣之処へ横合る長州勢切出はさみ打ニ切払、大坂方不残散乱、此時両方大怪我・死人くわ分出来、早々薩長ハ俵二人、またハ俵ヲモツこふ爾のセ、十差廿差ツ、陣所へ引取、大坂之方ハ何分引陣散乱故手廻リ兼、死人・怪我人引取候事不叶、伏見・大坂口二馬迄捨置追々淀へ引モ、五日早朝る又々薩長淀へ向大鉋打掛、淀川ヲ乗込事四五十騎、此時薩長大半打ト

ラレ候得共、不構川ヲ押渡リ大合戦也、此時長薩大勝利、大坂方不残散逃致し、淀城へハ火ヲ掛け不申候、町家不残焼払、四日夕七ツ時御室御所御出馬、四ツ塚迄錦之簾尔日月金之合印赤地之錦之御かりきぬニテ御出馬、此固土州・薩様嚴重之事也、又六日早朝る薩長サマ宇治へ押出し、又々宇治不残焼払、大坂方皆々散乱、方々不残打取申候趣、最早大坂城迄追々繰込候事故、追打ニ相成不申風聞也、依而京都ハ無事、一ト先皆々引上申候、尚又大津御固者彦根・阿州様・加州様なり、矢橋其外不残船止メニ相成候、瀬田橋迄嚴重之御固ニ相成、榎原サマ御家老四五百人之御勢ニテ御登り之処、武佐宿る御引返し相成候、大垣其外関事ハ飛脚ニても大津ヲ通し不申候、皆々御引返し相成申候、会津様御蔵大津ニ御畠米八千俵有之候、薩州様不残取上ヶ焼捨と申成之処、蔵元る段々御願ひ御封印ニテ御聞済ニ相成申候、四五日比江戸る相登リニ相成候武兵組四五百人余石部宿る御引返し、田川へ向う伊賀越ニ大坂表へ御出立、其外関宿るかぶと越追々引返し相成候、何分大坂方ハ多人数故大ニ怪我・死人御座候趣、

京都方ハ薩長サマ一手ニ武^(ヲ)三百人迄ニ段々御繰込ニ相成候哉、死人・怪我人少々有之よし、此末如何相成不申哉、実ニ諸人十方ニ暮申候、京都市中も川西者皆々家ヲバ切、一旦ハ在々へ逃退申候、右者四ツ塚^(ツツカ)ル西大路表ヘ竹内^(タケナ)莫次郎様御注進之写也

京都方ハ薩長サマ一手ニ武^(ヲ)三百人迄ニ段々御繰込ニ相成候哉、死人・怪我人少々有之よし、此末如何相成不申哉、実ニ諸人十方ニ暮申候、京都市中も川西者皆々家ヲバ切、一旦ハ在々へ逃退申候、右者四ツ塚^(ツツカ)ル西大路表ヘ竹内^(タケナ)莫次郎様御注進之写也

六月廿八日

横浜糸壳込

一此度京都^(シテ)御軍勢御差向ニ相成、実ニ奉恐入候付慎

ニ御沙汰相待候事ニ付、右御官勢ニ対シ決而粗略之

振舞致間數候、若右様振舞有之時者京都江対し恐入

候儀者申迄モ無之、且江戸多く之人々ニ戰場之苦ミ

ヲ受サセ候儀ニ付大不忠之至ニ候、若此旨ヲ聞入ズ

御差向之御戦ニ手向致シ候者者、即之心ニ背キ即^(ヤマ)之

身ニ（以下文章途絶）

辰五月十五日風聞

辰八月

洋六拾三匁

先日^(ル)旗本ら正義墜ト歟申候て、数千人上野御宮取固

之要害堅固ニ閉籠リ、官軍へ対し種々意趣ヲふくミ何

歟難題之押領、且又徒走之者所々在々迄徳川御冥加ト

唱^(ハ)多分之金作ニ徘徊し、過日官軍方^(ル)上リ御宮へ御

登城御催促之所是又浪士不聞入、愈々十四日夜市中近辺之所老幼之者立退被仰出、十五日早朝^(ル)相應打合ニ相成候よし、いまた勝敗相分リ不申候

洋六拾三匁

七十四^(バン)

一七百八拾枚

五十四^(バン)

一八百五拾枚

上リ直段

右之通壳込ニ相成候得共、一昨日アメリカ船入津有之後不印之趣ニて拝見も無之当惑仕候、壹段直押^(ハ)ヘ可致哉ニ奉存候、御勘考御買取御出荷可被下候

一八百武拾五枚

アメリカ巻^(バン)

一八百武拾枚

四^(バン)

一七百九拾枚

七十^(バン)

一七百七拾枚

同

近江商人矢尾喜兵衛家『所々風聽來状留』

右之通壳込ニ相成申候氣配之儀者、兩三日前入船有之

凡武三十枚方も不印之模様ニ御座候間、此段御深考之

上御出荷可被下候

生糸浜相場壳込

七月廿日

奥仙 洋銀六拾弐匁八分

針道
浜附
ノ入荷なし 種敷極上種五枚から上物三枚四分下物式一枚五分

下仁田糸 八百弐拾五枚

富岡同 八百弐拾枚

前はし 七百九拾枚 洋六十弐匁六分五厘

秩父同 八百拾枚 右之通今日壳込直段

上田糸 八百枚

八王子 七百八拾枚

右両国大合戦取合相成候事ニ付、今夕
直段大下落、凡百枚安見積リ御座候
ボーラシル

生糸三拾六貫目

一弐千四百両 両二十五目

一弐千三百廿弐両 同十五五

五ヶ八百匁

一弐千五百拾両 同十六目

一弐千八百拾壹両 同十六五

八ヶ百八十匁

一弐千百拾七匁 同十七〇

六ヶ四百七十匁

七月十九日

一茶大城 四拾八九枚

一江州 四拾五六枚

一勢州 四拾弐三枚

一遠州 四拾枚

一駿州 ノ 三拾弐三枚

一地廻り 四拾壹枚

一煎海角 三拾壹弐枚

一千鮑 三拾壹弐枚

拾八九枚

上之通、今日壳込直段

一椎茸 三拾壹枚

一昆布 六枚五分

右之通七月廿二日夕方浜より以早便到着、川支旁々暫時

遅刻ニ相成候ながら今夕懃ニ拝見仕候

一千六百三拾六両

廿壹匁八分壹厘

イトチ

一千六百兩也

イ千ワ

一千五百六拾五両

イ天メ

壹匁三分

一千五百六拾壹両三分

イ天ワ

一生糸九ノ目造り壹箇也、四箇ニ而壹駄相定メ入見三
拾六ノ目此度買入

三拾六貫目代金

一千八百九拾四両弐歩

兩ニトス替

一千五百兩也

イトマ

拾四匁壹分

トスワ

一千四百六拾九両

イマワ

九匁弐分二厘

イトメ

一千八百兩也

イワ

一千七百四拾六両

イツ

五匁八分五厘

イツ

一千七百拾四両

イツ

拾七匁三分八厘

百斤ニ付洋七百五拾枚

一千六百七拾四両

千六百十弐枚半

弐百十五斤

廿五匁壹分壹厘

一千五百九拾六枚

同七百六十枚

近江商人矢尾喜兵衛家『所々風聴來状留』

一千三百三拾八枚	七百八十枚
一千六百拾七枚	七百七十枚
一千六百五拾九枚	七百九十枚
一千六百八拾枚	八百枚
一千七百壹枚	武百十五斤
一千七百廿一枚	八百十枚
一千七百廿二枚	八百廿枚
一千七百六十三枚	武百十五斤
一千七百四拾三枚	八百三十枚
一千七百六十四枚	八百四十枚
一千七百八十五枚	八百五十枚
一千八百廿七枚半	武百十五斤
一千八百四十八枚	八百六十枚
一千八百九十九枚	八百七十枚
一千八百四十九枚	八百八十枚
一千八百九十九枚	武百十五斤
一千八百九十九枚	八百九十枚
一千八百九十九枚	八百九十九枚
一千九百三十五枚	九百十五斤
一千九百十一枚	九百十枚
一千九百五十六枚半	九百二十枚
一千九百三十枚	九百三十枚
一千九百七十八枚	九百三十枚
一千九百五拾三枚	九百四十枚
一千九百九十九枚半	九百五十枚
一千九百七十四枚	九百五十枚
一千九百九十五枚	九百五十枚
武千廿一枚	九百五十枚
武千四百拾三枚半	九百五十枚
右之通り洋枚相庭相立申候間、洋銀相庭割合ヲ以取引 可被下成候條申者也	イワサ イルメ
三拾六枚目代	
一千四百拾壹兩三分	
八分八厘	
一千三百八拾四兩三錢	
六匁九分毫厘	

一千三百五拾八兩壹分 イルワ

一千九十九兩三分

天トタ

十四匁四分武厘

九匁五分四厘

一千三百三拾三兩壹分 イエメ

五匁

一千三百拾九兩 イエワ

五匁四分六厘

一千三百六拾五洋

六百五十枚替

一千武百八拾五兩貳分 イ飛メ

一千四百七洋

六百六十枚

十武匁八分五厘

一千四百廿八洋

六百七十枚

一千武百六拾三兩 イ飛ワ

一千四百四拾九洋

六百八十枚

九匁四分五厘

一千四百廿四拾九洋

六百九十枚

一千武百四拾壹兩 イス

式百拾斤代

廿武匁七分武厘

一千四百七十洋

七百枚

廿匁三分四厘

一千四百九十一洋

七百十枚

一千武百兩也 イスワ

一千五百十武洋

七百廿枚

一千百六拾壹兩壹分 天トメ

一千五百三十三洋

七百三十枚

天トツメ

一千五百五十四洋

七百四十枚

式匁四分武厘

右之通り御引合買入方為被成候

一千百廿五兩

天トイメ

十八匁七分五厘

元方

既ニ明治三庚午八月上旬頃、異国戰爭之義ハ元來嘉永年中亞馬リ加國日本へ渡リ易交^(年號)之願ヲ以段々申入候所、其已前ト申者古る交易取結ひ来候阿蘭陀国外國通事之為差許し有之外一切無之筈之治定返答之所ヲ強て申出シ候ハヽ、危しき事ニ覺悟致し、諸侯方海岸筋或ハ夫々密談も有之哉、然所^(年號)訳合ニ候哉、外國申通り國々交易致し候事ニ相成、元來亞馬利加國日本へ之初開之事故、何角取締リ方尚又外國中間諸運上等取上ケ居候事由、其後文久年中府らんス國へ其株相渡し、其儀是迄亞馬利加通し何事も國頭ニ御座候、右も府らんす國ト申ハ外國ニ於るて政事専ら強旁之國ニテ、諸外國大体ふらんす國へ寄隨罷居候由、然所今明治三年端午六月下旬頃ニ至て外國中間縁談之義ニ付、殊相始り候壱乱種々評判区々御座候得とも^(年號)而訳定之儀無之、其取大言之内以当ル其中□、抑府らんス國ハ小國たり共其威勢近國尔轟キ隣國之ヲ侮ト雖曾其時節ニ不至、然所明治年中外國女帝國相談之為府らんす國王弟縁組取極リ、愈々決定罷在候所へふろシン国故障申出其儀決而相不成、今府らんする王弟入候ニハ自然其國へ引

入候手段謀全也、此ふろシント申國ハ女帝國同意之國ニて執事一辺之由、夫是蟻之一穴ヲ以千丈之土手ヲ如覆事大麥、國之大亂ふろシン國ヘヲロシヤ國加勢、府らんす國ヘハイギリス國・イタリヤ國両敵身方共加勢まし、去七月前ラ戰爭相始り、ふろシン國ハ一固之國ニて愈々手強く、今八月上旬之頃府らんス玉城迄乗取、初カ度々戰爭之内今ニ勝利、府らんす國愈々散乱怪我人等數不知未タ戰爭無止事、日本糸相場大井ニ下落、商人一同嘆息仕候、先日日本ラ御名代衆御三方外國ヘ和陸御扱ト歎申て御出船有之候由、実ニ恐入申候、何卒御平和奉祈念候事ニ御座候

九月中の風聞取之咄し

清酒仲間

明治申^(年號)五一月度

一舛屋喜右衛門

ツノ石

一深田屋茂吉

ツノ石

一岩井屋忠兵衛

天ノ石

一 安戸屋政吉	一 外屋利兵衛	三 上重左衛門事	濁酒仲間
ツノ石	トノ石	□田野嘉助	□田野嘉助
井上蔵		ト石	ト石
一 安戸屋喜助	一 和泉屋孝八	一 惣助	一 惣助
ツノ	天ノ石	ト石	ト石
一 安戸屋勘五郎	一 太田屋伊八	一 捜屋唯吉	一 捜屋唯吉
イノ石	天ノ石	ト石	ト石
一 碇屋金吉	一 柳田平吉	一 井戸熊吉	一 井戸熊吉
ツノ石	イノ石	ト石	ト石
一 和泉屋徳兵衛	一 堀口元吉	一 井戸喜七	一 井戸喜七
イノ石	イノ石		
一 萩原丑次郎	一 青木定八		
新株			
一 斎藤清兵衛	一 飯野要兵衛	濁酒方揚株控	
一 小山屋寅吉	一 ふじ屋甚左衛門		
ツノワトノ石	ツノ石		
廿式軒			
一 山本屋伝蔵	一 殿間太郎右衛門	宮地寅蔵	□田野嘉助
	ト石	ト石	ト石
	一大ミや善助	宮サキ甚兵衛	ト石
	ト石 安戸屋事	ト石 五郎兵衛事	ト石
	一 上町嘉四郎	山田熊吉	山田熊吉
	ト石	ト石	ト石
	一定岸栄蔵	上町準八	上町準八
	ト石	イト石	イト石
	大ミ屋忠左衛門		

ト石

ト
石

一綺田村工ノ

1

醬油株

一搗屋唯吉

天ト石

卷三

一飯野要兵衛

一增口元吉

天ト石

一柳田平吉

天卜石

一中村久之助

天卜石

一道生吉兵衛
天卜石

天卜石

1

覚

江州蒲生郡

原村天辺高ノ

一小野村イノエト

一運花寺エノ
一野手村マノ

川原庄村ワノ川原	一綺田村エノ
林村エワ庄	合杉柵村
林村ワサ林	寺村マノ
鳥井平マノ	平林村天ノワト
一中之郷チワノ	一石塔村エノ <small>房</small>
一奥之池ツノワト	一小保佐チ石
一左久良ワノワト	メ拾八ヶ村ニ而左久良郷申也
一安部居ワノエト	家数千五百軒余
一中在寺八百五石五斗五升壹合	
一北脇村ヒノワト	
明治六年酉十月改	
市原郷 高五千七百石余	
瓜生津 如来村 石谷村	
一色村 新田村 野村	
高木村 二俣村 池之脇	
和南村 高津畠	
右村方神崎郡ニテ郷外	

明治六年酉十月改

北谷川郷

茨茶屋^{いはらや} 昼谷 嘉美ヶ畠

政所村 中畠村

南谷郷

居摺保^{いはらほ} 木和田 美の川

柏尾村 九井瀬^{くわいせ}

左目村

相谷村 高野村^{こうの} 山上村

メ

九井瀬村小名

新田 切通シ 中九井瀬

鍛次谷 棚池 真木

太田井 都合七ツ合ニ而九井瀬村

事ニ而、しかのみならず從来之弊習ニテ諸職人銘々
のはたらき場を限り、万一千其場其家へ同職之者他よ
リ立入候節者故障等申掛け候向も在之、是又無礼事
ニ候、素より諸職人一般其業体を広なし、相応ニ誠
之実を勉め、其業を磨き、其相当之賃錢を取、雇主
はたらき場多分ニ相成候様心掛候儀勿論之事に候、
以来右体賃錢を申合セ或者働き場を限り候等心得違
無之様可致候事

一嫁嫁ハ人生之一大事なることハ今更言迄も無きこと
尔て、相應之年齢ニも成候得ハ好縁を求可申筈なり、
然ニ其大事与いふより追々手重き事尔成往々、當時
ニ而ハ却て宜しからざる風俗ニ流れ、貰方尔てハ土
産金又ハ支度之多少善惡を論し、遣方ニ而ハ支度金
又ハ手宛与の送り方を貪り、自然容易ならざる失費
相掛リ、夫れか為爾往々男女婚嫁之期を過し、生涯
を誤のみならず、殆困苦^(か)二落^(おち)る向も在之哉爾相聞候、
真尔流弊甚しき者与いうへし、右様之弊風在之向ハ、
其土地於速尔一統之申合を定め、貧富相應質素ヲ旨
とし、人生婚嫁の大事期機ヲ不誤候様屹度心掛可申

事

明治九子年號九月生糸相場

九月七日

前はし 安中	七百七八十枚	奥州浜付	六百六十枚
富岡	八百枚 <small>ら</small> 十枚	針道	八百枚
下仁田	八百式三十枚	奥仙田	八百式三十枚
□州依田	八百三四十枚	武田	九百三四十枚
同上田	八百枚	八王子	七百三四十枚

右之通り御座候

九月十一日

一□金銘浜付
七百八十枚直入
売人八百數

右之件々毎度無洩様懇切ニ可告諭者也
太政官被仰者屹度相心得ヘ改爾憚事なけれ
申事

右之件々毎度無洩様懇切ニ可告諭者也

明治七年一月廿九日

近々手合ニ相成可申候
秩父提糸
八百六十枚直入

太政官被仰者屹度相心得ヘ改爾憚事なけれ

□金万様ら聞取

洋五十六匁七分九マサ分三分五厘弐分五厘壹分位迄
右之通り御座候

子九月改

洋五十六匁五分切

一はちニさゝれ候せツ、十
手ニ而なせ、右の手ニ而いたみ所なせ候得ハ、直ニ

いたみとまり候

一千八百廿弐兩

九百枚かへ

壱ヶ貳百五十匁

一千八百七十貳両

九百廿五枚

七ヶ三百九十五匁

一千九百廿三匁

九百五十枚

三ヶ五百四十匁

一千九百七十三両

九百七十五枚

九ヶ六百八十匁

一貳千貳拾四両

千枚

五ヶ八百三十匁

一貳千七十五両

千廿五枚

壱ヶ九百七十匁

一貳千百廿五両

千五十枚

八ヶ百廿五匁

一貳千百七十六両

千七十五枚

四ヶ貳百七十匁

一貳千貳百廿七両

千百枚

四百七十匁

一貳千貳百七拾七両

千百廿五枚

六ヶ五百六十匁

一貳千貳百七拾七両

六百六十枚

一貳千三百廿八両 千百五十枚

貳ヶ七百匁

メ右之通り御座候、御引合せ、御買入方可致候也

明治九年子十一月七日みたて

五百七十枚ル八百枚迄

一浜付

一掛田 八百十枚

一針道

七百八十枚ル八百枚

一奥仙

一上州前はし 七百貳十三十枚

一下仁田

七百七八十枚

一秩父上々

七百枚

一八玉寺

六百六十七十枚

一甲州

七百八十枚ル八百枚

一甲信○

七百匁出發

一岩代真綿

貳百五十枚

一日出賣鋪

百十枚ル百二十枚

一生伝芋

六七十匁出發

一かしこ糸

百三四十枚

近江商人矢尾喜兵衛家『所々風聴來状留』

一洋 分 五十八匁四分

青 売人

一岩代上等 三枚迄式三分

買人なし

同

一並物上等 式枚式三分

五六分

一白上等 壱枚八分

壹枚

青

一米沢上等 式枚式分迄壹枚八分

一信州上田上等 式枚式分迄壹枚八分

一上武上等 式枚四五分

壹枚五六分

一並物 壱枚式三分

壹枚迄

右之成行ニ而少々取引ニ相成候得共、今日頃者鳥度鳥度買見廻リ杯ト申居候間、売人者當惑候

一御手印之義何れニも相手有之次第、情々売払方可仕

心得御座候間、此段不悪御承引被成下候、行末氣配引立可申見込者自今更ニ相立不申、実ニ大当惑之次

第二御座候

上原四郎右衛門

忠二郎 外ニ善七

一種紙も一□^(虫喰)リ、其迄者夫々成行ニ而伊太利亞も買始候様子ニ御座候得共、元迄売人方ニ而も待兼候処、望人売氣立終ニ者セリ込、今日之氣勢ニ而者又々不印、凡成行右之通り

子十一月四日夜出

一八王寺・四日市・堤天トマ迄天トワ出来地遣行矢張同直段天トマ

先月廿八日市天トイメ 但馬系イノトワ円

同十一日秩父系相庭

天トイメイスメ立廻リ居候

子十一月九日英三拾番異人直入七百十枚ニ見本斗、十日文兵衛浜行出張、右八勺内三勺宜申式勺下三勺平均六百六十枚、又々掛会六百七十枚売捌キ、外商館ハ追々不申、浅草吉野先生吉凶相伺被下、掛田五

百八十円之處当事大下落四百円相成候、八王寺糸商
人身代限り者十人之内九人有之、本月八日神奈川宿
七八百軒焼失、浜表十一日又々三十枚下落相成候、
入荷多分種紙上武枚五六分、下壹枚七八分、洋五十
九匁、近与事風枚くわら也

十一月十二日出

〔幕表紙
大宮町〕

升屋
利兵衛